

本号で公布された条例のあらまし

埼玉県手数料条例の一部を改正する条例（埼玉県条例第四十五号）（財政課）

一 趣旨

行政手続のオンライン化を推進するため、手数料の金額に郵便料金等を加算できるとするとともに、旅券法等の一部改正に伴い、一般旅券査証欄増補手数料の定めを廃止する等するための改正

二 内容

(一) 行政手続のオンライン化の推進

郵便料金その他の送付に要する費用を加算した額を手数料として徴収できる規定の新設

(二) 手数料の廃止等

(例) 一般旅券査証欄増補手数料の廃止

(三) 規定の整備

三 施行期日

公布の日

ただし、二(二)及び二(三)の一部は令和五年三月二十七日